建災防広島

発行所 〒730－0012
広島市中区上八丁堀８番10号
建設業労働災害防止協会広島県支部
発行人　島原眞登
ＴＥＬ(082)２２８－８２５０
印刷所 広島市西区東観音町３番８号
中外印刷株式会社
ＴＥＬ(082)２９１－４６４６

定価40円・送料　毎月１回　10日発行　　会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。　12月号

労働災害防止対策の徹底に向けた要請について

広労発基第533号
平成23年11月28日

建設業労働災害防止協会広島県支部長　殿

広島労働局長

労働災害防止対策の徹底に向けた要請について

労働行政の推進につきましては、平素からご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。特に、建設業における労働災害防止につきましては、格段のご尽力いただいており感謝申し上げます。

さて、当局管内の建設業における、休業４日以上の死傷災害は、本年10月末において277人と前年同期に比べ18人、6.9%増加しております。また、建設業における死亡災害は、昨年は一昨年の４人に比べ７人と増加しました。

さらに、本年の死亡災害は、11月25日現在で６人となり、このままでは昨年を上回りかねない状況にあります。

建設業で発生した死亡災害をみますと、①ドラッグショベルで重量物を吊ったためドラッグショベルが横転し労働者が下敷きになったもの、②土止め支保工の腹おこしを歩行中に墜落したもの、③ショベルカーをウィンチで吊って法面の成形作業中にショベルカーがバランスを崩し運転者がショベルカーの下敷きになったもの、④舗装工事でタイヤローラーに労働者が轢かれたもの、⑤工場の屋根の修理中にスレートを踏み抜き墜落したもの、⑥現場へ向かう途中に交通事故にあったものというものです。このように、建設機械の用途外使用、スレートの踏み抜き、高所からの墜落と基本的な対策が講じられず安全管理が十分に行われていなかったのではないかと思われる災害が発生しており憂慮しております。

当局においては、こうした事態に鑑み、年末年始の期間を重点として各労働基準監督署において建設業の集中一斉監督を実施し現場の安全衛生管理が確実に実施されるよう指導することとしています。

つきましては、貴支部におかれましても、リスクアセスメントの推進等による労働災害防止対策の強化を図るとともに、特に、下記事項を重点として会員事業場に対する指導・要請等をお願い致します。

記

１　墜落・転落災害の防止
２　建設機械・クレーン等重機災害の防止
３　崩壊・倒壊災害の防止

広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール
建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施

平成23年度建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成23年12月１日～平成24年１月15日）の始まった12月２日（金)、広島労働局からの要請のもと、広島労働局・建災防広島県支部合同パトロールを実施いたしましたので、速報いたします。

今回は、「デオデオ第二本店新築工事」の現場を見せていただきました。

当日は、広島労働局より勝田労働局長をはじめ、尼崎健康安全課長、岩見安全専門官、真鍋安全専門官、建災防広島県支部からは、檜山副支部長、島原専務理事、常任委員５名が参加いたしました。

広島労働局における出発式の後、現場に移動。株式会社フジタ広島支店の方から工事概要等の説明を受けた後、パトロールを行いました。

施工完了までの無事故・無災害を心より祈念いたします。

最後になりましたが、この度のパトロールにご参加いただきました広島労働局長をはじめ幹部の皆様方、快くご協力いただいた株式会社フジタ広島支店の皆様、また建災防広島県支部広島分会の皆様に紙面を借りて、厚くお礼申し上げます。

目　次

○労働災害防止対策の徹底に向けた要請について　…1
○広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール …2
○第14回広島県建設専門工事業者指定団体等安全衛生推進大会 ……3
○広島労働局からのお知らせ ……4
○建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）のご案内 ……5
○積載形トラッククレーン定期自主検査者安全教育のご案内 ……5
○災害事例 ……6
○労働災害発生状況 ……7
○講習・行事コーナー（平成23年12月～平成24年３月） ……8

第14回広島県建設専門工事業者指定団体等
安　全　衛　生　推　進　大　会

平成２３年度建設業労働災害防止協会広島県支部安全衛生表彰式

と　き　平成24年２月７日（火）　13：20～
ところ　広島ＹＭＣＡホール（広島市中区八丁堀7−11）

◆ 大会趣旨

建設業労働災害防止協会では、平成６年度より平成22年度まで、厚生労働省委託事業として「専門工事業者安全管理活動等促進事業」を推進しておりましたが、今年度は自主事業として「専門工事業者安全活動自律促進事業」を展開しております。

県内建設業の労働災害に占める専門工事業者の発生割合は依然として高く、自主的安全管理活動も今だ十分に機能しているとは言えない状況にあることを踏まえ、経営首脳者を始め関係者の安全衛生意識の一層の高揚と建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の構築普及等自律的安全衛生活動の促進を図り、よって労働災害の確実な減少に資することを目的に本大会を開催いたします。

■ **主催**　広島県建設専門工事業指定業種団体等
■ **支援**　建設業労働災害防止協会広島県支部
■ **後援**　広島労働局

◆ 大 会 次 第

・開会のことば　　指定団体の代表者
・開 会 挨 拶　　建設業労働災害防止協会広島県支部
・挨　　拶　　広島労働局
・来 賓 祝 辞　　中国地方整備局
・表　彰　式
・受 賞 者 謝 辞　　受賞者代表
・祝　　辞　　広島労務研究会幹事長
・安全衛生セミナー
　演　題　　（仮題）「動体視力トレーニング法」
　講　師　　(株)アファン代表取締役　早稲田大学エクステンションセンター講師
　　藤川　陽一（ふじかわ　よういち）
・閉会のことば　　建設業労働災害防止協会広島県支部

広島労働局からのお知らせ

東日本大震災及び被災地における石綿飛散状況の調査において、石綿作業の隔離空間から何らかの原因で外部に石綿が漏えいしたとみられる事例が複数発生しています。

石綿の隔離空間の外部に漏えいした原因は現在調査中ですが、いずれの事例も集じん・排気装置や前室の周辺から漏えいしているものです。

つきましては、石綿が吹きつけられた建築物解体工事を実施する場合には、下記により集じん・排気装置を有効に稼動させるようお願いします。

記

１　集じん・排気装置の整備点検

平成23年１月27日付け基安化発0127第２号・環水大大発第110127003号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」に掲げる次の対策の徹底を図ること。

(1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

(2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付状態の確認を徹底すること。

(3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

２　集じん・排気装置の稼動状況の確認等

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼動状況を確認する方法として、次の(1)及び(2)に掲げる対応を行うこと。なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置及び前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対するＤＳ２以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮すること。

(1) 集じん・排気装置の排気の状況

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること。

(2) 前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること。

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)のご案内

★ 本年度（11月末現在） 21現場 204名 受講 ★

現場の労働者の不安全行動（ヒューマンエラー）による労働災害をふせぐため、建設業労働災害防止協会では標記教育（略称）**「建設従事者教育」**を実施しております。

この教育は現場で行う実技体験教育をとおして、労働者の不安全行動（ヒューマンエラー）から発生する災害を防ぐ教育です。

１年に１回、この教育を実施し、**「危険ゼロの職場」**にしましょう！

厚生労働省及び国土交通省はこの教育を推奨しています。

当協会は、国土交通省より建設工事事故防止のための協力要請を受けています。

＊国土交通省発注工事の工事成績評定に加点されます。＊

国土交通省発注の工事では施工業者が「建設従事者教育」を実施した場合、工事成績評定の際に「創意工夫・安全衛生」の項目で、**２点**が加点されます。

なお、地方自治体も国にならい、工事成績で評価、加点をしているところもあります。

●１回当たりの受講者数

実技訓練を行いますので**40人程度まで**としています。

なお、小規模工事では、他工事と合同（**20**人程度）の教育も可能です。

＊詳しくは建設業労働災害防止協会広島県支部にお問い合わせください。

TEL：082-228-8250　FAX：082-211-3499

積載形トラッククレーン定期自主検査者安全教育のご案内

社団法人 日本クレーン協会 西中四国支部

本教育は積載形トラッククレーンの機体機能の安全確保のため、平成18年３月31日に、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より示された「積載形トラッククレーン定期自主検査者教育カリキュラム」に基づき実施するもので、**つり上げ荷重３トン未満の積載形トラッククレーンのみの定期自主検査者**として業務に就いている方又は新たに就かれる方は、是非受講いただきますようご案内します。**（移動式クレーン定期自主検査者安全教育修了者の受講は要しません。）**

なお、当協会は、当該教育修了者には「修了証」交付いたしますとともに、その教育修了者が年次の定期自主検査を行った積載形トラッククレーンに、当協会が策定した「定期自主検査要領」に沿って行ったことを示す「検査済ステッカー」を貼付する制度を推進しております。

開催日時　**平成24年１月22日（日）**9：30～16：00

開催場所　中特会館　広島市中区幟町3-57

受 講 料　8,000円（消費税及びテキスト代を含む）

申 込 先　社団法人 日本クレーン協会 西中四国支部

〒730-0013　広島市中区八丁堀1-17　大本ビル

☎082-228-9119　fax : 082-228-7766

http : //www.crane-nishi.com/

詳細は、上記の申込み先へお問い合わせください。